

②風水害被害想定
国土交通省関東整備局荒川上流河川事務所が作成した「荒川浸水想定区域図」による被害想定結果によると、おおむね200年に一回程度起こる大雨により荒川が氾濫した場合、当町では赤浜地区(男衾)の荒川に接する地盤の低い一部区域の浸水が予想されています。

※「焼失数」は、冬18時、風速8m/sのときの想定値である。「1日後避難者数」は冬18時、風速8m/sのときの想定値である。「帰宅困難者数」は、夏12時のときの想定値である。いずれの項目も被害程度が最も大きな条件の場合を選定した。
(出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成19年9月、埼玉県

| 項目 | | 深谷断層による地震 | |
|---------|--------|-----------|--------|
| マグニチュード | | — | 7.5 |
| 本町の最大震度 | | — | 6.7 |
| 建物被害 | 全壊数 | 棟 | 1,020 |
| | 半壊数 | 棟 | 3,270 |
| | 焼失数 | 棟 | 561 |
| 人的被害 | 死者数 | 人 | 69 |
| | 負傷者数 | 人 | 570 |
| 1日後避難者数 | | 人 | 8,729 |
| 帰宅困難者数 | | 人 | 7,015 |
| ライフライン | 上水道 | 人 | 27,994 |
| | (断水人口) | | |



特集 自然災害や事故災害に備えて 寄居町地域防災計画を改訂しました!

写真：阪神淡路大震災

また、町内には多くの土砂災害危険箇所が存在し、法律の指定を受けた崩壊の危険性の高い区域も存在することから、土砂災害にも配慮しました。

3 避難体制の整備・充実

新潟・福井の集中豪雨および新潟中越地震の教訓を踏まえ、次のとおり避難体制の整備・充実を図りました。

- ①被害想定結果を考慮した避難計画を策定
- ②高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する支援
- ・避難に際して、災害時要援護者の特性にあわせた情報の伝達方法の確認
- ・避難所施設での災害時要援護者の利用を考慮

4 建築物・施設などの耐震性の向上

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の改訂に伴い策定された「埼玉県耐震改修促進計画」に応じた耐震性の促進を図ることとし、さらに災害時に防災活動拠点や避難所として指定している小・中学校の体育館の耐震化計画等を策定しました。

5 応急危険度判定・被災宅地危険度判定

地震災害時に、余震等による二次

地震や風水害などの自然災害や事故災害に備え、「寄居町地域防災計画」の全面的な見直しを行い、3月に改訂作業が完了しました。

この地域防災計画は、『災害対策基本法』第42条の規定により、寄居町防災会議(会長：津久井幹雄町長)が作成する計画で、寄居町の防災に関し、町や防災関係機関が災害予防、応急対策および復旧・復興対策に至る一連の災害対策を実施することにより、町民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的としています。

また今回の改訂は、平成7年に起きた阪神淡路大震災以来、わが国を襲ったさまざまな災害を教訓とし、国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画が大幅に見直されたことを受けて、それらとの整合性を図るとともに地域に即した防災および災害対策の推進を図るために実施しました。

6 事故災害対策計画

当町において発生し得る事故災害として、①林野火災、②放射性物質輸送事故、③農林水産災害、④道路災害、⑤鉄道事故を想定し、その対策計画を策定しました。

7 新規に記載した項目

- ①町民・自主防災組織・事業所の連携
- 町民や自主防災組織、事業所が「自らの安全は自ら守る」ことを防災の基本として、日ごろから災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減するうえで最も大きな力となります。このことから、町では町民の協力のもとに自主防災組織の育成強化を進めるとともに、町民の防災意識の高揚や防災知識の普及・PR、ボランティア活動の環境整備を図り、町民、自主防災組織および事業所の連携による防災体制づくりに取り組む計画を策定しました。

②帰宅困難者対策

震度6弱以上の地震が発生した場合、鉄道の運行の停止が予想され、その場合、特に都内への通勤・通学者については、外出先で足止めされ、帰宅困難となることが予想されます。そこで、町では、町民へのPRや安否確認方法についての広報に努める

改訂の経過

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成19年 | 9月 | 第1回防災会議を開催し、計画の全体構成を決定 |
| | 11月 | 改訂素案を作成し、防災会議委員、防災関係機関や防災の担い手である各種団体等への意見照会を実施 |
| | 12月 | 改訂素案をもとに県との事前協議 |
| 平成20年 | 2月 | 県との事前協議に基づき、第2回防災会議を開催し、計画の一部修正と最終改訂案を決定 |
| | 3月 | 最終改訂案により、10日付けで県との協議終了 |

主な改訂項目と内容

1 災害の種類ごとの計画の策定

改訂版では災害を「地震災害」、「風水害・事故災害」に分けました。

2 被害想定

「地震災害」、「風水害」について、町内で発生し得る被害を想定しました。

①地震被害想定

昨年9月に公表された埼玉県地震被害想定のうち、特に当町に大きな被害をもたらすことが予想される「深谷断層による地震」による被害を想定しました。

③災害時の動物愛護

計画を策定しました。
災害時には、負傷したり、逃げ惑う動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してこることが予想されます。

④被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な方に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される制度を掲載しました。

